

1998年11月25日 No.40

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤一郎

東京都港区新橋3-21-7 松本ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

# 全国一般全国協

## 首切り、倒産NO! 反失業闘争にとり組もう!

全国一般全国協中央執行委員会

九八年倒産件数二万件、戦後最悪の負債総額、四・三%を越えた失業率、失業労働者二九七万人、〇・五を切った有効求人倍率と、

首切り、倒産、大量失業攻撃が労働者を襲っている。首切り、倒産NO!反失業闘争を中心課題にすえ、九九春闘を闘い抜こう。

### 首を切らせない、倒産させない闘いを!

反失業闘争の第一ステップは首を切らせない、倒産させない、失業者を出さない闘いだ。希望退職、早期退職奨励から、指名解雇、退職強要が大不況を口実に横行している。

破産、倒産が増大している。首切りは拒否しよう。倒産しても諦めることはない。職場を労働者の手で確保し、再建を勝ち取った経

験は無数にある。反倒産闘争の経験を活かし、倒産NO!の運動を全国で起こそう。

同時に、労働債権優先順位引き上げ、非正規雇用労働者の労働債権保障等を中心とした倒産法制の見直し、債権法未払い賃金立て替え、払制度の改善、解雇制限法の制定等の法整備を要求して闘っていかう。



反倒産!

### ● 失業労働者の生活を保障させる闘いを!

次の就職口を探すまでの生活を保障し、職業再訓練の場を保障するシステムが必要だ。ドイツでは最高八三二日間の失業給付がある。日本では三百日だ。労働団体そろって給付期間の延長を要求しているが、労働省

は「劇薬で副作用が多い」と拒否している。制度改革がすぐ出来ないなら、現にある延長給付制度の活用を倒産、破産し首になった労働者を先頭に職安に押し掛け、要求して行く闘いから始めよう。

### ● 働く場所を保障させる闘いを!

政府に働く場所の拡大を要求しよう。フランスでは政府の民間助成金で三五万人、公的部門で三五万人の雇用を拡大する法律を採択した。銀行救済のために六〇兆円も用意できるのなら、やれないことはない。

不況対策の目玉、公共事業の拡大は、省力化を進めた大手ゼネコンが潤うだけ

で、雇用増になっていない。雇用拡大を義務付ける事業の発注は出来るはずだ。

倒産企業の再建、自主生産、労働者生産協同組合の闘いなど、労働者自身による雇用の拡大の試みに対する制度的支援は皆無に等しい。始まっている労働者協同組合法の制定要求運動等に取り組んで行こう。

### ● 中小民間労働組合が力をあわせ、反倒産研究会を作り、九九春闘の準備を始めた。

「首きり、倒産NO!反失業全国キャンペーン」の展開、「倒産、失業ホットライン」の開設、失業保険給付の改善を求める対職安全国連鎖行動、ブロック単

位の反失業シンポジウムの開催など、労基法改善NO!全国キャラバンの経験を活かし、全国運動として取り組んで行こう。



# 改悪労働基準法に 職場・地域から反撃しよう



▲ 労基法改悪反対 議面前集会で

九月二五日、参議院本会議で労基法改定法案採決が行なわれ、改悪法案は政府原案が部分修正されたといえ、改悪の本質をなんら変えることなく成立した。サービス残業を合法化し、無定量の労働を強いる新たな裁量労働制の導入、正規労働者の代替を進め雇用を不安定化させていく労働契約期間の上限延長、女性保護規程の撤廃にもなう不十分な時間外労働規制などはそのままである。

私たちは、昨年一〇月、所属や立場を越え共同で労基法改悪反対闘争を取り組んでいくことを呼びかけ、純中立や連合、全労連、全

労協に所属する組合や地域の共闘組織、労働者とともに、全国各地で様々な取り組みを進めた。四・二二中央集会へ向けた「全国キャラバン行動」を全国各地で所属を越えて実行委員会をつくり取り組み、大きく成功させることができた。その大衆運動の高まりの中で、衆議院労働委員会は労基法改定法案の継続審議を決めた。

しかし、参議院選挙後の有利な情勢にもかかわらず、衆議院では九月四日、共産党を除く与野党の共同修正で可決された。参議院段階では、私たちは改悪部分の削除を求めて九月一六日から抗議の五五時間ハンスト座り込み闘争を参議院議員会館前で行ない、九・一六日比谷野音集会には二千名の仲間が集結して成功させ、議員や政党要請も積極的に進めた。残念ながら衆議院から送られた原案がなんら修正されることなく可決成立させられた。

改悪労基法は成立してしまったが、私たちがこの一年全国の仲間とともに頑張ってきた運動は無にはならない。闘いを通じて、全国各

地の様々な立場の人たちとのネットワークができ、顔の見える関係をつくることのできた。このつながりが今後の闘いに役立てていきたい。

長引く不況によって倒産は戦後最悪を記録し、多くの労働者が失業におい込まれている。三百万人に達し更に拡大することは確実である。有効求人倍率は〇・五倍を切り働きたくても働く職場がない状況が長く続いている。リストラ・倒産によって解雇攻撃を受けている労働者に強力な施策を要求しよう。ヨーロッパの例をみるまでもなく失業者救済のために検討されるべき項目は多い。その一つである雇用保険法の運用に風穴をあける闘いを作ろう。

今後、改悪労基法を職場に適用させるか否かはまさに労使の攻防である。職場から労基法違反を掃蕩すること、改悪労基法を導入させないこと、三六協定などを通じて時間外労働の男女共通規制を確立する職場の

闘いを進めたい。困難職場への地域の支えや未組織労働者の組織化・相談も重要だ。改悪労基法に職場地域から反撃しよう。  
(全国一般なんぶ・高須裕彦)

## 反失業・倒産闘争の中で 雇用保険法の運用に風穴をあけよう!

全国協中央執行委員長 中岡基明

長を要求し、現行法にあって特定個別延長給付の要件である「倒産に伴う離職者で省令で定める者」「職種の変換が必要であること」の範囲を大きく拡大するか、あるいは全国延長給付の要件である受給率を引き下げることによって業種・地域にかかわらず給付日数の延長によって新たな職場を確保する期間と、十分ではないけれども最低生活を保障させなければならない。

昨年の労基法改悪反対全国キャラバン・労基署交渉の積み上げのように、労働者派遣法改悪反対とリンクさせて、職安交渉を全国で闘おう。

第二に失業給付の基本手当についてである。日額算出率を一律八〇%に引き上げ、最低日額も大幅に引き上げさせることである。



# 〈特集〉倒産と闘う

## 和議適用下での闘争

### 昭和起重機労働組合

十月一日夕方、突然総務部長から和議を申し立てたという報告が委員長にあり、我々も寝耳に水の出来事にしばらく信じられませんでした。

確かにこの八月、二十名規模の退職と出向のリストが提案されたばかりであっ

た。しかし時代は甘くありません。銀行はこのリストラ案を受け入れず、融資をストップしました。経営者の甘さが原因なのか結局は和議の手続きを密かに行なうしかなかったわけです。

次の日から京都工場に泊まり込んで債権者侵入の見

張りを十日間ほど続けました。しかし会社側からその後泊まり込みの依頼もなく現在夜は誰もいない状態です。

倒産したとはいっても来年の二月まで受注をかかえており、代理店等の協力によって生産はすぐに再開しました。現在京都工場は忙しい毎日が続いております。

十月十九日、やっと団体交渉を行ないました。会社側の現状としては資金繰りについては全くの白紙状態、来年三月以降の注文は相次

占有。入居しているテナントたちと協力して、テナント自主管理組合を結成してビル機能を維持させてきたほか、倒産で中断した工事も組合で自主営業して百五十ヶ所以上も完成させたりしてきました。

### 寄稿

## 東亜グループ分会の闘い

### 全日本建設運輸連帯労組 東亜グループ分会

私たち東亜グループの労働者、職人が労働組合を結成したのは今年の四月二十日、会社倒産の直後でした。

一戸建て住宅のリフォーム工事で急成長した東亜グループは、五つの企業で構成され、全国八十ヶ所余りに支店・営業所、一千人に及ぶ営業社員、五百近い専属職人や下請工事業者を擁していました。しかし、新興企業ならではのワンマン、

放漫経営と不動産買い漁りのツケで二百億円近い負債を抱えて倒産。労働債権も組合に参加した百人の社員分だけでも、去年冬のボーナスや今年三〜四月賃金、

解雇予告手当、退職金、残業代などで三億円。百八十人の専属職人への分で四億六千万にのぼります。

私たちは労働債権確保のため、ただちに八階建ての本社ビルほか会社不動産を

最大の問題は国税庁や自治体の滞納税金の差押と、銀行団による差押との闘いです。現在の破産法では労働債権の地位が低すぎるので、乏しい会社資産を国、銀行に独占されかねないので、これを阻止する運動に全力をあげています。

いキャンセルされ再建のメドはありません。一番問題なのは経営者に罪の意識が感じられなかったことでした。我々は今後「我々」の会社再建に全力を尽くして取

## 店舗の保証金の譲渡は認めない

### 全国一般なんぶ羊屋支部

り組むつもりです。経営者への責任追及、顧客への信用回復、スポンサー探しもできれば協力していきたい、他の労組の体験談を参考にがんばっていきます。

私たちは新宿区役所通り

にある株式会社羊屋で働いていた従業員九名の労働組合です。羊屋洋服店は創業五十年の注文洋服の製造販売の会社でありましたが、今年七月三一日に経営者の放漫経営が原因で倒産に至りました。

会社の財務状況を悪化させたのは、依田文夫社長が今期決算で多額の不明金を出したことにありました。働いてもいない依田一族関係者を長年に渡り、架空社員として高い給料を払い続けてきたことも原因で店舗工場の閉鎖に至りました。

私たちはすぐに組合を結成し、退職金、解雇予告手

当、過去二年分の未払残業代を要求する団体交渉を申し入れました。第二回の団体交渉でいったん社長は支払いの合意をしましたが、調印を前に逃亡、現在まで所在が明らかではありません。資産は店舗の保証金しかないのですが、業務廃止当日の七月三一日に、この店舗保証金を一般債権者に譲渡したことが判明しました。

このような行為は先取り特権を持つ優先債権である労働債権を否定し、許されるものではありません。私たち組合は東京地方裁判所に九月七日店舗の保証金の譲渡の差押の申立をしました。

東京地方裁判所も私たちの訴えを認めて譲渡を認めない仮処分を決定しました。

東京都新宿労政事務所において社長代理を仲介した話し合いが進みつつあります。一日も早く解決させるためには、依田社長が組合の前に出てきて団体交渉に応じるように思っています。組合員九名は今も店舗に泊まり込み占拠して闘い続けています。各組合員の皆様のご支援、ほんとうにありがとうございます。



▲泊り込みで闘う羊屋支部



◇ 社会評論

企業の動きを見る！

(書紀局・南波)

作っても売れない商品、過剰な生産設備、資本主義の過剰生産と世界一になる企業間競争は、事業の再編・縮小とコスト削減をもたらす、その一切が労働者しにわ寄せされている。要員・人件費の削減、その手段は賃金、退職金、福利厚生費など、あらゆる領域に渡っている。それも、一端は企業間競争で後退し、巻き返しを図る大企業の「改革」として打ち出されている。例えば、富士通「一時金を固定部分と業績連動の変動部分に分け、予め両者の計算式を決めておく。従っ

て、労使交渉はやらない」、松下「世界最小商売でシェアを伸ばす為に商品開発期間を10カ月から6カ月に短縮する、従って開発部員の退社時間は深夜0時以降か徹夜とする」「若手の従業員に、退職金を分割して現在の給与に組み込む制度を新設する(終身雇用制の終焉)」、トヨタ・西友・阪急電鉄「選択型福利厚生制度」福利厚生を保養所利用、健康診断、保険料・年金基金補助、借入などに細分化し、各従業員は一定限度の持ち点で、どれかの項目を選択する。労働者か

らすれば今までは全体の福利厚生を利用出来たのに、持ち点の範囲内しか利用できなくなる。会社からすれば福利厚生費の総額を抑制し、終身雇用に変える中途採用の増加に対応する」などである。トヨタの奥田社長は「5%でも10%でも失業者を出して、企業は国際競争力をつけ、政府が失業者対策を計上する、失業率が一時的に上がっても仕方がない」とまで言っている。どんな手段であれ、労使交渉の形骸化、労組の無力化とセットの策謀である。

新ガイドライン関連法 反対署名の報告

8月から取り組んできた新ガイドライン関連法反対署名は、全国一般全国協傘下で14の単組・支部、全労協傘下では11の単組・支部署名が集まりました。ご協力ありがとうございました。



10.6 戦争協力を許さない

新ガイドライン関連法反対、11月アジア全国フォーラムに向けて

「日本発世界恐慌」が叫ばれるほど経済危機は深刻になり、アジア各地で労働者の生活と権利が破壊されています。日本では、労基法改悪や失業そして新ガイドライン有事立法ー戦争準備が強められ

韓国・インドネシア等ではIMF(国際通貨基金)による国家規模のリストラ合理化ー「整理解雇法」が強行され、明日の食事にも事欠く人々が激増しています。アジア各地で多くの労働者・民衆が生活を守るために立ち上がる中で、韓国で労働争議に公権力が投入されるなど、労働者弾圧が吹き荒れています。生活破壊を許さず、新ガイドライン有事立法制定ー戦争準備を阻止する闘いが重要になっています。全国協や関生労組などが参加

するアジア共同行動日本連合は、韓国・インドネシアの友人を招き、十一月二八・二九日、東京・南部労政会館で「許すな生活破壊と戦争の道！止めよう新安保とIMFによるアジア支配！アジア連帯全国フォーラム98」の開催を始め、各地で交流集会を予定しています。沖縄やアジアと連帯し、政府・資本家の横暴を許さず、反戦平和や生活と権利を守り、職場・地域で闘いましょう。

阿波徳島四国三郎吉野川の下流、徳島大学工学部の近くに平成十年九月六日第六回定期大会で上部団体変更決議(以前から上部は何も行動、協力、指導してくれないと多数の組合員から声が上がりました)連合全国一般徳島地方本部を脱退し、同日、全国一般全国協議会と徳島全労協傘下の徳島地域合同労働組合に同時支部加盟しました。小さい組合(二二名)です。徳島バス一〇〇%出資の子



新組合・南海タクシー支部 争議をバネに魅力ある組合をめざす！

会社です。現在未払い賃金(時間外)請求(徳島地裁勝訴)で高松高裁で係争中、会社は平成八年六月に三分の二以上の組合で締結した不利益変更の協定書を当組

です。未払い賃金、不当解雇撤回で二つの裁判闘争をしています。不当解雇に対しては全労協の協力指導で会社徳島駅前デリラを配り、解雇の不当性をタクシー仲間や一般市民に訴えて協力理解を求めていきます。今後は上部団体と協力し、魅力ある組合にして組合員加盟増加(今年三才加盟しました)をめざし、頑張ってください。南海タクシー支部委員長 山崎佳克